

これからお墓を建てようとする人へ

寺院墓地、霊園墓地などの墓地は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく経営許可を受けていなければなりません。これから墓地を求めようとする人は、まず許可を受けている墓地であることを確認して、使用契約を結びましょう。

☎ 保健所衛生課(☎536-2854)

子育て支援課からのお知らせ(本庁舎1階 ☎537-5793)

◎児童扶養手当(ひとり親家庭等の手当)の現況届はお早めに

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。該当者には案内通知書を7月中旬に送付しましたので、記載された会場で届け出をください。また、記載された日以外でも、本庁舎地下1階B15会議室で8月1日(木)から受け付けできます。なお、届け出がない場合は手当の支給が停止され、届け出のないまま2年を経過すると、時効により受給権を失います。

※案内通知書が届いていない場合は、同課へ連絡してください。

◎ひとり親家庭等医療証の更新申請はお早めに

ひとり親家庭等医療証をお持ちの人は、12月以降の資格を更新する手続きが必要です。該当者には更新申請書を送付していますので、8月30日(金)までに提出してください。

※更新申請書が届いていない場合は、同課へ連絡してください。

募集

身近な自然観察会参加者募集

無料

- 日時:9月7日(土) 午前10時~正午
- 場所:七瀬川自然公園
- 定員:60人程度(多数時は抽選)
- 申込み・☎ はがきまたはファクス、Eメールで、イベント名、参加者全員の氏名・年齢、代表者の住所・電話番号を、8月23日(金)〈必着〉までに環境対策課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5758 ☎538-3302)へ。
- ✉ kankyotai5@city.oita.oita.jpへ。

子育て短期支援事業をご利用ください

保護者が病気、出張、冠婚葬祭などで家庭での養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで子どもを預かります(負担金あり、要事前登録)。

登録者は緊急の場合、土・日曜日、祝日でも直接施設に預かりの相談をすることもできます。詳しくは、子ども家庭支援センター(☎537-5688)へ。



登録型本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは、戸籍や住民票などの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、本人へ通知するものです。本人通知により、不正請求の早期発見や抑止につながります。

市の住民基本台帳や戸籍に記載されている人であればこの制度を利用できますが、事前登録が必要です。なお、同一世帯でまとめて登録申請することもできます。

- 申請場所:市民課(本庁舎1階)、各支所、旭町文化センター、人権啓発センター(ヒューレおおいた) (J:COM ホルトホール大分1階)、各地区公民館 ※郵送も可
- その他:申請方法や申請に必要なものなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ☎ 市民課(☎537-5615)へ。

特別児童扶養手当の所得状況届はお早めに

特別児童扶養手当を受けている人は、所得状況届の提出が必要です。該当者には案内通知書を送付しており、8月9日(金)から順次、受け付けを行います。届け出がない場合は手当の支給が停止され、届け出のないまま2年を経過すると、時効により受給権を失います。

※8月2日(金)までに案内通知書が届かない場合は、障害福祉課へ連絡してください。

☎ 障害福祉課(☎585-6009)

お知らせ

サイレンに合わせて慰霊と平和祈念の黙とうをお願いします

◎原爆死没者のめい福と世界恒久平和の実現を祈念する黙とう

- 日時:8月6日(火) 午前8時15分、8月9日(金) 午前11時2分

◎戦没者を追悼し平和を祈念する黙とう

- 日時:8月15日(木) 正午

☎ 総務課(☎537-5602)

お盆期間中は道路工事を中止します

8月9日(金)午後10時~16日(金)午前9時の間、国道、県道、市道の工事を中止します(緊急工事は除く)。

☎ ●国管理国道…国土交通省大分河川国道事務所(☎544-4167) ●県管理国道・県道…県土木事務所(☎558-2141) ●市道…土木管理課(☎537-5992)

「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧・説明会

大分市と臼杵市にまたがる尾根の一部に建設を計画している風力発電施設について、関西電力(株)が上記資料の縦覧と説明会を行います。

- 縦覧:期間…8月1日(木)~9月2日(月)(土・日曜日、祝日を除く) 時間…午前9時~午後5時15分 場所…環境対策課(本庁舎4階)、鶴崎・植田市民行政センター、大在・坂ノ市・佐賀関市民センター、本神崎・一尺屋連絡所
- 説明会:日時…8月25日(日) 午前10時~正午 場所…坂ノ市公民館

☎ 環境対策課(☎537-5758)

見逃さないで、高齢者虐待

近年、高齢者への虐待が問題になっています。「もしかしたら虐待かも?」「介護に疲れてしまった」と思ったら迷わず、各地域包括支援センター、長寿福祉課(☎537-5771)へ。

※通報した人の個人情報を守られます。

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります



幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までのすべての子ども(就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもを含む)と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが対象です。認可外保育施設等を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定された場合に対象となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち



対象者・利用料

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。

- ・未移行幼稚園については、月額上限25,700円です。
- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

対象となる施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち



対象者・利用料

無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定(※)」を受ける必要があります。

幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち



対象者・利用料

無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定(※)」を受ける必要があります。

3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

対象となる施設・事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

ただし、幼稚園(一部施設を除く)、保育所、認定こども園を利用する子どもが、これらの事業を利用する場合は、無償化の対象となりません。

(注) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

お問い合わせ 保育・幼児教育課

- 幼稚園・保育所・認定こども園の利用料、保育の必要性の認定:保育入所担当班 ☎ ☎537-5794
- 未移行幼稚園の利用料、幼稚園の預かり保育料の無償化:幼稚園教育担当班 ☎ ☎537-5789
- 認可外保育施設等の利用料の無償化:管理・運営担当班 ☎ ☎585-6015